

KNC NETWORK NEWS

2016年11月5日 発行

気になる記事: 未知との遭遇—人類の飛躍か試練か—

2045年、人工知能(AI)が人知を超える「シンギュラリティ(特異点)」を迎える。荒唐無稽な話ではない。人の心まで入り込み始めたAIが社会や国家、経済を揺さぶり、歴史を変える。人工知能がヒット曲を生む時代になってくる。



(有)北野財經システム
税理士法人 Y. K. C.
大阪市淀川区西中島 7-1-26
オリエンタル新大阪ビル 707号
TEL: 06-6304-7857・FAX: 06-6304-8851
<http://kncc.co.jp>

経営一言: 時間を守るということは、信頼関係を築く第一歩だと思います。

(三菱ケミカルHD会長 小林 喜光氏)

— 所長コメント: 信頼を得ることは、信頼を築くことです。それは、国を治める者、会社を経営する者の重要な心構えです。その第一歩は、約束を守ることです。約束を守るとは時間を守ることからです。 —

予定申告と中間申告 《税務》

法人税額が20万円を超えた会社は、翌期の事業年度開始後6ヶ月経ったときから2か月以内に、法人税の一部について申告し、納付する必要があります。税務署から毎年送られてくる書類には、法人税の納税額として、前年度の法人税額の2分の1の金額が記入されています。

通常この額を納付しますが、その期の半分が経った時点で仮決算をして、それに基づいて申告納付することもできます。前期より大幅に利益が減少したときは、仮決算による中間申告を選択した方が有利です。仮決算した結果、所得金額がマイナスであれば、法人税の納税額はゼロになります。

ロゴマークを商標登録の会計処理 《税務》

商標登録したロゴマークは、税務上の「無形固定資産」(耐用年数10年)となり、制作のために掛かった費用はその年に一括損金にはせず、10年かけて減価償却します。ただし、商標権を継続するために支払う更新登録費用はその年の損金になります。

商標権の権利存続期間は10年ですが、特許庁に納める登録料は年2回に分けて納付できます。分割を選んだものの、後期分を納めなかったときは、5年間で商標権は消滅します。

損金で落とせる呑み代 《税務》

会社が得意先や仕入先を接待するときに支払った費用のうち、法人所得から差し引ける損金にできるのは一定額に限られます。しかし、1人あたり5千円以内の飲食費であれば、たとえ交際(接待)のためであっても、税務上では交際費に含める必要はなく全額損金にできます。

1人5千円以内の飲食費のうち、会社役員や社員、あるいはその親族と飲食するときの費用(社内飲食費)は交際費になり、法人所得から差し引けません。例えば社員同士の会食代金は金額にかかわらず損金にできません。

しかし、自社から親会社に出向している役員を接待するために出す飲食費は、1人5千円以内であれば損金算入が可能になります。役員が「親会社の役員または社員」の立場で出席している会合が条件になります。もし、自社の懇親会の席に自社の役員として出席しているのであれば、社内飲食費となり損金にできません。

なお、社員全員が参加する忘年会などの社内行事の費用であれば、社内飲食費にはならず、福利厚生費として損金になります。

娯楽活用業の時代 《経営》

もし「娯楽活用業」という業態があれば、これから注目される仕事になるのではないのでしょうか。そもそも娯楽の定義は曖昧です。三木清の著書『人生論ノート』に、「画は画家にとっては娯楽ではなく、会社員にとっては娯楽である。音楽は音楽家にとっては娯楽ではなく、タイピストにとっては娯楽である」とあります。つまり、娯楽は自己の仕事以外の分野であり、生業には関係なく楽しみのために行うことであるということです。今もある「娯楽・遊技場」「レジャー・スポーツ」「映画・芸能」等は娯楽を対象にした商売です。

しかし、ここで問題にする娯楽活用業は、他人が設けた施設等でサービス料金を払って楽しむことではなく、むしろ逆に自己の余裕時間を活用して、副次的な仕事をするということです。

例えば、会社に勤めながら土日や有給を活用して農業を営み、一定の収益を上げることを目指します。逆に、昼間は本業として農業を営み、休日や夜間に娯楽としてダンス教室やカラオケ等を営業しても良いわけです。従来の半農半漁に似ていますが、異なる点は、生活の糧を得る本業を持ち続け、休日等の娯楽時間(余裕の時間)を活用して収益のある仕事をするということです。娯楽時間を単に自己の楽しみだけに終わらせず、経済活動に参加する生きがいを得るためです。